



「あおり運転」に罰則が創設されました！！

他の車両等の通行を妨害する目的で、車間距離を詰める等の一定の違反行為をして、他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある運転をした運転者には、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金！
違反点数25点・運転免許取消し！！（欠格期間2年）
※前歴や累積点数がある場合には最大5年。



さらに、「あおり運転」の結果、



高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合には、
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金！
違反点数35点・運転免許取消し！！（欠格期間3年）
※前歴や累積点数がある場合には最大10年。

あおり運転の被害に遭わないためには??

- ① 通行帯を守る。（キープレフト）
- ② 安全な速度で走行する。
- ③ 車間距離を保つ。
- ④ 不要な急ブレーキを掛けない、掛かせない。
- ⑤ 急な割り込みはしない。
- ⑥ 不要なクラクションを鳴らさない。
- ⑦ 前照灯を周囲の状況に応じて正しく使用する。



妨害運転を誘発しない、「思いやり・ゆずり合い」運転を！

神奈川県警察からのお願い

電話で
キャッシュカード
 と言われたら
サギ!!

交通総務課公式ツイッター

神奈川県警察
 交通総務課

@KPP_koutuu

twitter @kpp_koutuu